

議案第35号

石岡市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改正するため。

## 石岡市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

石岡市地域包括支援センター条例（平成18年石岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の45」を「第115条の46」に改める。

第3条第2号中「法第115条の44第1項第2号から第5号まで」を「法第115条の45第1項第1号ニ及び同条第2項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。